

SNS に起因する被害状況や児童虐待の実態が明らかに！

〈「平成 30 年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」—警察庁—〉

平成 31 年 3 月 14 日、警察庁は平成 30 年（1 月から 12 月）の 1 年間において、SNS 利用を介して被害に遭った子供の数や警察が事件として摘発した児童虐待の件数等を発表した。

平成 30 年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」の概要（全日教連要約・抜粋）

〈 SNS に起因する被害児童 ※¹ 数の推移 〉 ※¹ この調査では、18 歳未満の子供を指す ▲：減

罪 名	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 29 年比	
				増減数	
児童福祉法違反	43	33	27	▲ 6	
青少年保護育成条例違反	662	702	749	47	
児童買春・児童ポルノ 法違反	児童買春	425	447	399	▲ 48
	児童ポルノ	563	570	545	▲ 25
重要犯罪 ※ ²	殺人	0	0	3	3
	強盗	0	0	2	2
	強制性交等	13	24	32	8
	略取誘拐	20	21	42	21
	強制わいせつ	10	16	12	▲ 4
合 計	1,736	1,813	1,811	▲ 2	

※² 刑法犯のうち、個人の生命、身体及び財産を侵害する度合いが高い犯罪のこと

- 重大犯罪に巻き込まれる児童の増加が顕著である（特に、略取誘拐は倍増）

〈 児童虐待に係る通告児童数 ※³ 等 〉 ※³ 警察が児童相談所へ通告した数 ▲：減

通告内容	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 29 年比	実際の検挙数
身体的虐待 ※ ⁴	11,106	12,348	14,836	2,493	1,095
性的虐待 ※ ⁵	251	251	260	9	226
怠慢・拒否 ※ ⁶	5,628	6,398	7,722	1,324	24
心理的虐待 ※ ⁷	37,183	46,439	57,434	10,995	35
合 計	54,227	65,431	80,252	14,821	1,380
				被害児童数（人）	1,394
				死亡児童数（人）	36

※⁴ 殺人、傷害等 ※⁵ 強制性交、強制わいせつ等 ※⁶ 保護責任者遺棄等 ※⁷ 暴力行為等

- 身体的虐待での検挙数が多い。心理的虐待においては通告されても検挙までいく数は少ない

※ 本調査の詳細につきましては、右のQRコードや下のURLから閲覧できます。是非御覧ください。

https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou_gyakutai_sakusyu/H30.pdf



SNS に起因する被害児童数は、2 年連続で 1,800 人を超えている。携帯電話やスマートフォンについては、文部科学省が「小中学校は持ち込みを原則禁止」や「高校は校内での使用を禁止」という指針を見直す方針を明らかにしたところである（平成 31 年 2 月 19 日柴山大臣会見）。子供の携帯電話等の保有率の上昇（総務省調べ：小学生約 30%、中学生約 60%、高校生約 95%）や災害時の緊急時の対応等、子供を取り巻く社会状況の変化に従来の指針が合わなくなってきたという考えからであるが、今後更に保有率が上がった場合、被害児童数も比例して増加することは想像に難くない。

児童虐待に係る通告児童数についても増加していることが本調査でも報告され、警察も虐待根絶に向け組織的に取り組んでいることが分かる。また、虐待による度重なる悲惨な事件を受け、政府も虐待根絶に向け、閣議（平成 31 年 3 月 19 日）において、親が「しつけ」と称して体罰を行うことを禁ずる内容を盛り込んだ児童虐待防止法の改正等を決定したところである。

全日教連は、昨年度の要望活動において、SNS の利用に起因するいじめや犯罪被害の未然防止の観点から児童生徒のメディアリテラシーの向上に資する施策の推進や、児童生徒の安全確保の観点から児童相談所の機能強化等を関係省庁に要望してきた。今年度も引き続き、児童生徒の安心・安全の確保に資する施策、そのための予算確保を求める。